

規 則 等 の 案 の 概 要

1 規則等の案の題名

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第8条第3項の規定による設備整備計画の認定の取消しに係る処分基準の制定について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第3項

3 制定の趣旨

国は、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資することを目的に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（以下「法」といいます。）を制定しました。

本市においても、豊かな自然環境を有することから、未利用の地域資源を再生可能エネルギー源として有効活用していくことを通じ、林業従事者の所得向上や新たな雇用創出へと繋げ、農林業を活性化していくことを目的に「静岡県農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を作成することとしています。

また、法では、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」といいます。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」といいます。）の認定を申請した場合、計画作成市町村は、設備整備計画の内容が基本計画に適合するもの等の要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとしています。

なお、法では、計画作成市町村は、認定を受けた設備整備者が当該認定に係る設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないなどと認められた場合には、その認定を取り消すことができるとしています。

今回定めようとする処分基準は、設備整備計画の認定の取消しをするかどうかを法令の定めに従って判断するための基準を規定するものです。

4 規則等の案の内容

次に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとします。

- (1) 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めることになった理由、認めるに至った経緯、その後における認定設備整備者の言動のほか、必要に応じ実施した調査によって判明した事情その他の一切の事情を総合的に考慮して、今後、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う蓋然性が客観的に認められない場合
- (2) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、静岡市が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めることになった結果として、その行為が特定漁港漁場整備事業の施行、漁港の利用又は漁港の保全に及ぼす影響の具体的な内容及びその程度、その影響を受忍する余地の有無等の事情を総合的に考慮して、同条第2項に規定する「申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない」と認められなくなった場合
- (3) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、静岡市が管理する海岸保全区域内において行う行為であって海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めることになった結果として、その行為が海岸の防護に及ぼす影響の具体的な内容及びその程度、その影響を受忍する余地の有無等の事情を総合的に考慮して、同法第7条第2項に規定する「その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがある」と認めるに至った場合

5 規則等を施行する時期（予定）

令和6年1月頃